

枚方市まち・ひと・しごと創生総合戦略  
(第2期 令和2年度～令和5年度)

令和2年3月

枚方市

# 枚方市まち・ひと・しごと創生総合戦略

(第2期 令和2年度～令和5年度)

## 目次

～ はじめに ～

- 1. 策定の経過・趣旨…………… 1
- 2. 策定体制…………… 2

### 第1章 人口ビジョン …………… 3

- 1. 枚方市人口の現状
  - (1) 総人口・世帯数・年齢3区分別人口割合の推移…………… 4
  - (2) 地域別人口の推移…………… 5
  - (3) 自然動態（出生・死亡）…………… 6
  - (4) 社会動態（転入・転出）…………… 7
- 2. 枚方市人口の将来見通し …………… 12

### 第2章 総合戦略 …………… 13

- 1. 人口減少社会における枚方市の目指すべき将来像…………… 14
- 2. 本市の取り組みの方向性…………… 15
- 3. 総合戦略の基本的な考え方
  - (1) 総合戦略の構成について…………… 16
  - (2) 第5次枚方市総合計画との関係について…………… 17
- 4. 総合戦略の2つの政策指標と3つの基本目標…………… 18
- 5. 総合戦略の推進…………… 19
  - 基本目標1 安心して子どもを産み育てることができ、子どもの  
健やかな成長と学びを支える …………… 23
  - 基本目標2 市民の健康増進や地域医療の充実を図る …………… 31
  - 基本目標3 産業の活性化と人々の交流・賑わいの創出により  
まちの魅力を高める …………… 39
- 6. 総合戦略の進行管理…………… 48

# ～ はじめに ～

## 1. 策定の経過・趣旨

少子高齢化の進展への対応や、東京圏への人口集中の是正のため、国は、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）を制定し、平成 26 年 12 月に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、取り組みを進めました。令和元年 12 月 20 日には、令和 2 年度から令和 6 年度までを計画期間とする「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）」及び第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」をそれぞれ閣議決定しました。

まち・ひと・しごと創生法第 10 条においては、市町村においても、国や都道府県の総合戦略を勘案し、地域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生の基本的な計画を定める努力義務が明記されています。

本市においては、人口減少への対応を図るため、本市の人口の現状や将来展望を示した「人口ビジョン」と、ビジョンで示す将来展望を踏まえ、平成 27 年度から平成 31 年度（令和元年度）までの 5 年間で集中的に行っていく施策をまとめた「総合戦略」で構成する「枚方市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、取り組みを進めてきました。

人口減少は、今後も本市のまちづくりにとって大きく影響するものと考えられることから、令和 2 年度（2020 年度）を始期とする第 2 期の「枚方市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、取り組みを進めるものです。

## 2. 策定体制

「枚方市まち・ひと・しごと創生総合戦略」については、「枚方市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する意見聴取会」（学識経験者や産業団体・市民団体等の代表者など全 11 名で構成）を設置し、客観的・専門的な見地からの意見を踏まえるとともに、市議会からの意見をいただきながら、策定しました。

